愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３日

愛知県後期高齢者医療広域連合長　長　坂　尚　登

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第５号

愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例（令和５年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第10項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第18条第２項第１号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第19条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第32条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第３項中「この章において」を削る。

第39条第１項ただし書中「この章において」を削り、同項第１号中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改め、同条第２項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第３項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。